

石綿障害予防規則への対応説明会

〈船主・運航管理者等としての準備を中心に〉

国土交通省、（一財）日本船舶技術研究協会

本日のご説明内容

- I 石綿規則の概要と今回の改正
- II 船内のアスベスト
- III アスベスト除去作業
- IV 石綿規則への対応策

本日のご説明内容

- I 石綿規則の概要と今回の改正
- II 船内のアスベスト
- III アスベスト除去作業
- IV 石綿規則改正への対応策

旧石綿障害予防規則の概要

対象船舶

鋼船(大きさの裾切り無し、自衛隊の船も対象)

対象行為

解体又は改修工事（封じ込め又は囲い込みを含む。）

注：定期検査時等に伴う修繕工事も含まれる。

規制の内容

事前調査（3条）

作業計画（4条）

計画届（安全衛生法：造船專業は適用外）

作業届（5条）

作業主任者の選任/作業者への特別教育（19条、27条）

隔離措置等（第6条等）

作業の記録（第35条）

石綿障害予防規則等の主な改正内容（強化のポイント）

- ・事前調査方法が明確化・厳格化
→R3.4.1から原則「現地調査」が必要。船主の口頭情報だけでの結論不可。
- ・事前調査者の資格
→R5.10.1から有資格者による調査が義務化
- ・事前調査結果の届出義務化
→R4.4.1から総トン数20トン以上の鋼船は義務化
- ・計画届の範囲拡大（造船專業は免除）
→R3.4.1から建築業は14日前の計画届の範囲拡大、船舶は作業届
- ・隔離作業基準等の強化
→R3.4.1から負圧作業の再開時等の要件追加
- ・発注者（船主）の責務等の強化
→R3.4.1から船主の努力義務、契約条件等追加
- ・作業記録の拡大
→R3.4.1から写真記録の追加

石綿障害予防規則等の主な改正のポイント（図中赤字が改正部分）

旧規則				改正規則			
レベル1※1 石綿含有吹付材 	作業届 工事開始前	事前調査 作業計画 掲示 湿潤化 保護具 作業主任者選任 作業者特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等 ※2	レベル1 石綿含有吹付材	事前調査結果の届出（20トン以上の鋼船が対象予定）※4	作業届 工事開始前	事前調査※調査方法を明確化 資格者による調査※5 調査結果の3年保存、現場備置 作業計画作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤化 保護具 作業主任者選任 作業者特別教育 健康診断
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 工事開始前			レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材		作業届 工事開始前	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、 <u>変更時</u> 点検 作業開始前、 <u>中断時</u> の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等
レベル3 石綿含有成形品 				ケイ酸カルシウム板1種※3（破碎時）			隔離（負圧不要）

※1 レベルとは、作業方法を決定するため、その材料から発じん量のレベルが推定できるため3つ分類がなされている。

※2 レベル2の場合に、材料や工法によって負圧隔離が不用なケースがあることに注意。

※3 石綿含有ケイ酸カルシウム板1種は破碎時に、レベル3より飛散性が高い。

※4、5 事前調査結果の届出は令和4年4月1日、資格者による調査は令和5年10月1日に義務化。

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7月	10月	4月	4月
事前調査方法の明確化	改正石綿則・安衛則の公布	周知	令和3年4月施行	
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行	
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）		令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行	
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行	
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発	令和4年4月施行	
負圧隔壁を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行	
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行	
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行	
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行	
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行	
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行	
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行	

本日のご説明内容

- I 石綿規則の概要と今回の改正
- II 船内のアスベスト
- III アスベスト除去作業
- IV 石綿規則改正への対応策

船内のアスベスト 船内使用箇所

・アスベストの可能性がある主な部位は左図のとおりです。
船齢によってアスベスト使用状況は異なります。

・1975年以前の建造船

吹付けアスベスト材をはじめ、機関室、居住区等、広範囲にアスベストが使用されている可能性があります。

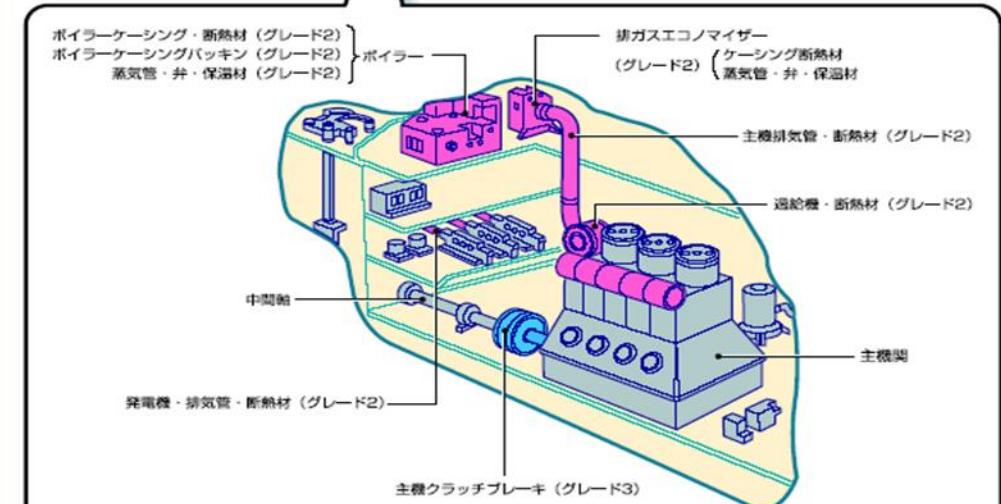
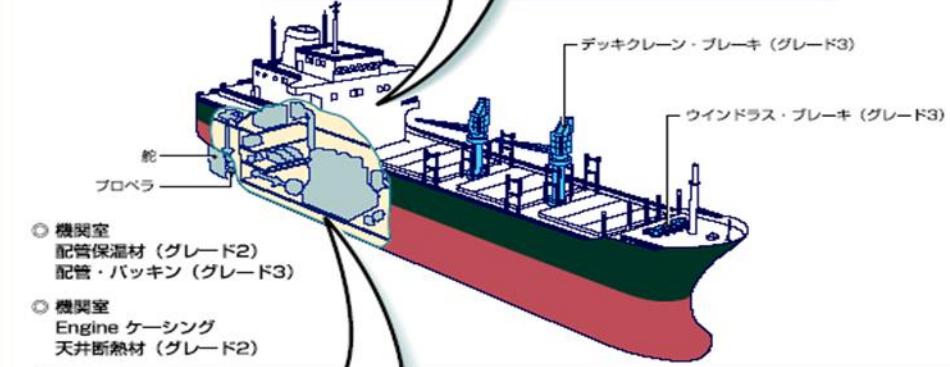
・1975年～1990年の建造船

居住区防火構造材、機器及び配管の**保溫材**やシール材（パッキン、ガスケット）、揚錨機、係船機、油清浄機等のブレーキやクラッチの耐摩耗材等にアスベストが使用されている可能性があります。

・1990年以降2006年までの建造船

機器及び配管用のシール材（パッキン、ガスケット）、揚錨機、係船機、油清浄機等のブレーキやクラッチの耐摩耗材等の一部にアスベストが使用されている可能性があります。

アスベスト使用部位

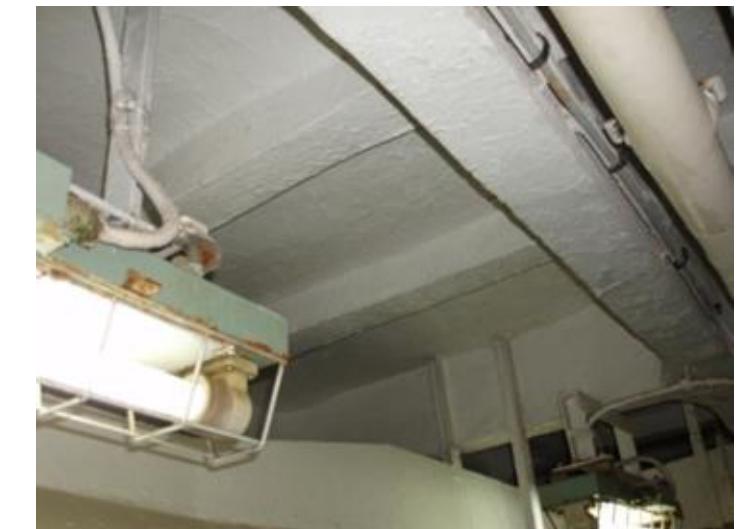


船内のアスベスト 石綿含有吹き付け材

- ・吹付け材は、「耐火被覆用」、「吸音、断熱用」、「結露防止用」として、石綿とセメント系結合材とを水を加えて混合し吹付け施工したものです。昭和50年頃まで使用されており、最も飛散しやすいものです。（商品名は、トムレックス、プロベスト等があります。）使用箇所は以下のとおりです。
- ・耐火被覆用【アスベスト含有率～70%】：
多くはA-60を要求された区画で使用されており、機関室と非常用消防ポンプ室の密接した壁等、フェリーでは、それに加えて車両甲板と密接した居住区デッキ裏等に使用されていました。
- ・吸音、断熱用【アスベスト含有率～70%】：
操舵機室壁・天井、操舵室の床、機関室天井、フェリー車両甲板壁天井等があります。
- ・結露防止用【アスベスト含有率～70%】：
冷蔵庫区画、浴室、トイレ、厨房、電池室等があります。



居住区壁裏の吹付けアスベスト材



天井に吹付けられた結露防止
アスベスト材

船内のアスベスト

石綿含有保温材等（その1）

・石綿含有保温材等は、蒸気、蒸気ドレン、温水、燃料、ガス等の配管、空調ダクトに使用されている他、ボイラー、タンク、等常温より高い（低い）機器装置の熱絶縁に使用され、吹付けアスベストに次いで飛散しやすいアスベスト材です。

また成型保温板、保温筒の他、アスベストクロス、アスベストリボン、アスベスト布団等があります。

さらに水で練ってアスベスト纖維を配合し漆喰状に塗り固めて成形使用した練り込み保温材があります。

使用箇所は以下のとおりです。

・保温板【アスベスト含有率～30%】：

保温板、保温筒はボイラー、タンク等機器装置の外壁や配管、弁のカバーとして使われています。スタッドボルトや針金で固定され、表面をアスベストクロスやブリキ板で被覆されていることがあります。



タンクの保温板。保温板の表面にアスベストクロスを貼り付けて金網で補強



タンクの保温板。保温板をブリキ板で補強したもの

船内のアスベスト

石綿含有保温材等（その2）

- ・ アスベストクロス【アスベスト含有率～100%】：
練り込み保温材を被覆する用途で使用されています。また、配管や結露防止用の熱絶縁、アスベスト布団の他、風路等のフレキシブルジョイントとしても使われています。
- ・ アスベストリボン【アスベスト含有率～100%】：
さほど高温ではない配管や結露防止用の熱絶縁のために巻き付けて使用されたり、高温部のドアパッキン、防火ドアのパッキンとして使用されたりしています。
- ・ 石綿布団【アスベスト含有率～100%】：
アモサイトアスベストなどを中綿にしてアスベストクロスで被い、アスベスト糸で布団状にしたもので、弁、配管フランジ、排気管エキスパンション部等、配管の異形部分や振動部分に使用されています。



アスベストクロスを巻き付けた
蒸気配管



蒸気弁に使用のアスベスト布団

船内のアスベスト

石綿含有成形品（その1）

・石綿含有成形品には、居住区の天井吸音材、壁の下地材、床ビニールタイル、フランジシートパッキン材等があります。これらは、おおむね硬い材料が多く、飛散は少ないと考えられます。

しかし、製品を乾燥状態で摩擦を加えたり、破碎や切断したりすれば、当然飛散します。成形品の使用箇所は以下の通りです。

- ・天井材、壁材【アスベスト含有率～30%】：

アスベストパーライト板、アスベストケイ酸カルシウム板等で、天井材や壁の下地材、あるいは、表面を化粧加工して内装仕上げ材として使用されています。アスベスト含有の天井材としては吸音穴あきスレートボードがあります。

- ・パッキン材【アスベスト含有率～70%】：

配管用パッキン材、各種グランドパッキン材、機器シートパッキン材、ガスケットパッキン材の多くは、アスベストが含まれていました。



天井吸音材



低圧配管用フランジシートパッキン¹³

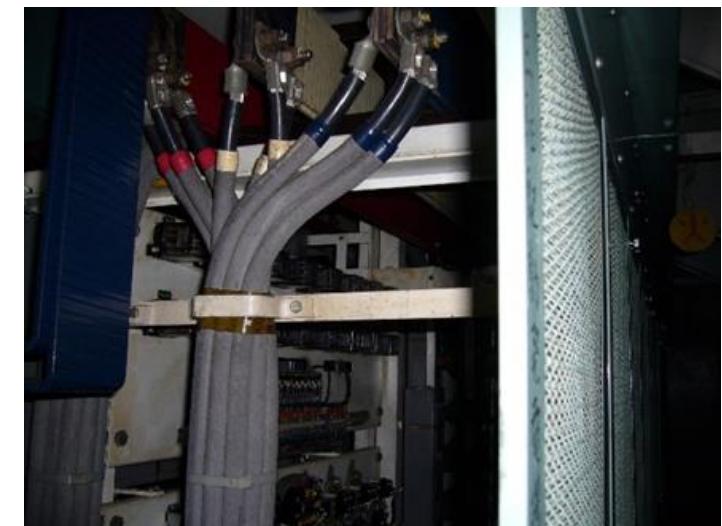
船内のアスベスト

石綿含有成形品（その2）

- ・ 耐摩耗材【アスベスト含有率 40~60%】：
機器クラッチ、機器ブレーキライニングの多くは原料にアスベストが含まれていました。
- ・ 床材【アスベスト含有率 15~25%】：
ビニル床タイル、ビニル床シート、通称Pタイルには原料としてアスベストが含まれていました。
- ・ 電気絶縁材（ミルボード／石綿板）【アスベスト含有率 80~95%】：
絶縁品【アスベスト含有率 30~40%】：
配電盤、分電盤内の各種遮断機の部品の中に組み込まれていました。ブレーカー、気中遮断機、スペースヒーター等の部品や絶縁配線材として使用されている物があります。



ウインドラスのブレーキライニング



配電盤裏

本日のご説明内容

- I 石綿規則の概要と今回の改正
- II 船内のアスベスト
- III アスベスト除去作業
- IV 石綿規則改正への対応策

アスベスト除去作業の概要（作業レベル／グレード）

石綿含有材料を使用した船舶の解体、改修等の作業におけるばく露防止対策は、粉塵発生量に応じたグレード（レベル）ごとに決定されるべきであり、その材料から発塵量のグレード（レベル）が推定できるため3つ分類がなされている。

作業負荷、作業環境、解体方法のような因子は変化する可能性があるため、「石綿作業主任者」は、作業グレードを修正することが望ましいかどうかをアスベスト除去作業の開始前と作業中に、定期的に見直す必要がある。

グレード2や3の作業であっても、解体方法（切断など）により、グレード1で対応しなければならないケースもあり、逆にグレード2工事でもグローブバッグのような簡便な工法もある。

作業 レベル／グ レード	内 容
作業 レベル1／ グレード1	吹付けアスベストの除去作業であって、環境へのアスベストの飛散及び作業員のアスベストばく露を最小限にとどめる厳密な対策が要求される作業。
作業 レベル2／ グレード2	吹付けられた断熱用アスベストを除く、主機、補機、その他の配管類への保温材ACMおよび熱を受ける保護材ACMの除去作業。
作業 レベル3／ グレード3	吹付けアスベストを除く、居住及び共用区域に使用されるACMの除去作業。すなわち、壁（天井、床張、ライニング材）、および装置あるいは配管用に成形されたシール材（ジョイントシート、ガスケット、グランドパッキン、パッキン、ライニング）を含む。ただし、動力工具を用いてACMを切断する場合、この作業は作業レベル2に分類しなければならない場合がある。

注1： グレード作業1～3の内容は、建設業労働災害防止協会作成の「石綿粉塵への暴露防止マニュアル」等で述べられている「建築物解体工事のレベル1～3」にほぼ対応しています。

注2： ACM（アスベスト含有物質）とは0.1重量%を超えてアスベストを含有する物質のことと言います。

アスベスト除去作業の概要

(船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル（第3次改訂）暫定版より抜粋)

石綿飛散・ばく露防止対策の概要（注1）

除去の方法	切断等による除去			切断等によらない除去		封じ込め、囲い込み 切断等を伴う ない	切断等によ らない除去 切断等による 除去（注2）	
				切断等を伴う	切断等を伴わ ない			
石綿含有材の種類	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等			石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等	石綿含有成形品	
飛散防止方法	負圧隔離	特殊工法（グローブバッグ）（注3）	負圧隔離	特殊工法（グローブバッグ）（注3）	特殊工法（脱掲げ）	湿潤化して原型のまま取り外し	負圧隔離 隔離養生（負圧不用）等	原型のまま取り外し 湿潤化等
石綿則	要件							
3条	事前調査等	○	○	○	○	○	○	○
3条（注4）	事前調査者要件	○	○	○	○	○	○	○
4条-2（注5）	事前調査結果報告	○	○	○	○	○	○	○
3条	調査結果の備付	○	○	○	○	○	○	○
3条	調査結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○
4条	作業計画	○	○	○	○	○	○	○
5条（注6）	計画届又は作業届	○	○	○	○	○	○	×
34条	作業実施の掲示	○	○	○	○	○	○	○
33条	喫煙飲食禁止の掲示	○	○	○	○	○	○	○
19条	作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○
27条	特別教育	○	○	○	○	○	○	○
14条	保護具着用	○	○	○	○	○	○	○
15条	関係者立入禁止	○	○	○	○	○	○	○
6条	隔離	負圧隔離養生 グローブ バッグ	負圧隔離養生 グローブ バッグ	×	注7	負圧隔離養生	注7	× ×注8
6条	セキュリティーゾーン	○	×	○	×	○	×	×
6条	負圧・集じん・排気装置	○	高性能真空掃除機による除じん	○	高性能真空掃除機による除じん	×	○	×
6条	機器の漏洩確認	○	必要に応じて	○	必要に応じて	×	○	×
6条	負圧確認	○	×	○	×	○	×	×
13条	湿潤化	○	○	○	×	○	○	×
6条	清掃	○	○	○	×	○	○	○
6条	取り残し確認	○	○	○	○	○	○	○
6条	隔離解除前確認	○	×	○	×	×	○	×
35条	作業の記録	○	○	○	○	○	○	○
35条の2	作業計画による作業記録	○	○	○	○	○	○	○
本文記載箇所	参考資料3	4.8.1	参考資料3	4.8.1	4.7.2	4.7.1	4.9	4.1

注1：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月厚生労働省・環境省）を参考に作成。カラム中の○は適用、×は非適用を表す。

注2：石綿含有ケイ酸カルシウム板1種は、ビニルシート等で隔離し常時湿潤すること。

注3：グローブバッグは局的に使用されるものである。

注4：令和5年10月1日から事前調査者の必要な知識の要件が科される。

注5：令和4年4月1日から総トン数20トン以上の鋼船に報告義務が科される。

注6：計画届は労働安全衛生法第88条第3項、作業届は石綿則第5条に基づく。

注7：劣化により飛散が想定される場合は負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は切断等による除去を行う。

注8：けい酸カルシウム板1種を切断等により除去する場合は隔離（負圧不要）が必要。

アスベスト除去作業の具体例（主な準備と対応）

①保温材等を切断等により除去

- 1 事前調査実施、事前調査者の資格取得（注1）
- 2 作業計画作成
- 3 事前調査結果（注2）及び、作業届提出
- 4 作業主任者の選任・作業者へ特別教育
- 5 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示
- 6 負圧隔離（セキュリティーゾーン、負圧、集塵・排気装置、養生）
- 7 保護具装着、湿潤化、除去
- 8 取残し確認、飛散防止剤、隔離解除前確認
- 9 隔離解除、清掃、廃棄物搬出
- 10 作業の記録（第35条、第35条の2）



注1：R5.10.1
からは事前調査に資格要件の強制化

注2：R4.4.1から
は事前調査結果の届出が強制化

②保温材等を切断等せず（原形のまま取り外し）除去

- 1 事前調査実施、事前調査者の資格取得（注1）
- 2 作業計画作成
- 3 事前調査結果（注2）及び作業届提出
- 4 作業主任者の選任・作業者へ特別教育
- 5 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示
- 6
- 7 保護具装着、湿潤化、除去（一部養生の可能性）
- 8 取残し確認、飛散防止剤、
- 9 清掃、廃棄物搬出
- 10 作業の記録（第35条、第35条の2）



注1：R5.10.1
からは事前調査に資格要件の強制化

注2：R4.4.1から
は事前調査結果の届出が強制化

アスベスト除去作業の具体例（主な準備と対応）

③保温材等特殊工法による切断除去

- 1 事前調査実施、事前調査者の資格取得（注1）
- 2 作業計画作成
- 3 事前調査結果（注2）及び、作業届提出
- 4 作業主任者の選任・特別教育
- 5 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示
- 6 グローブバッグ装着
- 7 保護具装着、湿潤化、除去
- 8 取残し確認、飛散防止剤
- 9 グローブバック取外し、清掃、廃棄物搬出
- 10 作業の記録（第35条、第35条の2）



注1：R5.10.1
からは事前調査に資格要件の強制化

注2：R4.4.1からは事前調査結果の届出が強制化

④成形品を切断せずに除去

- 1 事前調査実施、事前調査者の資格取得（注1）
- 2 作業計画作成
- 3 事前調査結果（注2）提出
- 4 作業主任者の選任・特別教育
- 5 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示
- 6
- 7 保護具装着、湿潤化、除去
- 8 取残し確認、飛散防止剤、
- 9 清掃、廃棄物搬出
- 10 作業の記録（第35条、第35条の2）



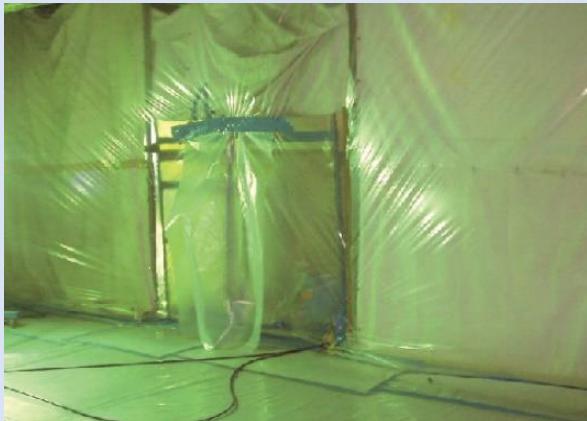
注1：R5.10.1
からは事前調査に資格要件の強制化

注2：R4.4.1からは事前調査結果の届出が強制化

アスベスト除去作業の具体例（最大の負担は隔離）

隔離措置の内容

1. 密閉 + 養生



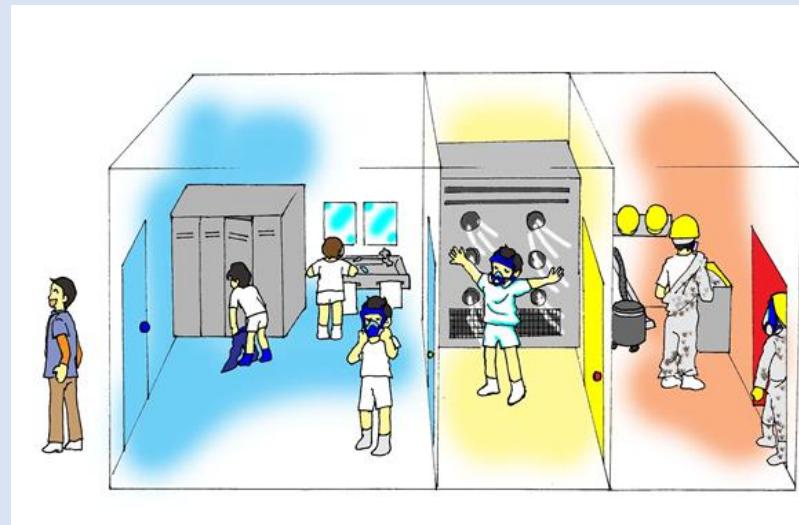
ビニールシート養生

2. 集塵排気装置



集塵排気装置

3. セキュリティーゾーン



セキュリティーゾーン

4. 負圧

5. 電動ファン付呼吸用保護具



全面型電動ファン
付き呼吸用保護具

本日のご説明内容

- I 石綿規則の概要と今回の改正
- II 船内のアスベスト
- III アスベスト除去作業
- IV 石綿規則改正への対応策

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

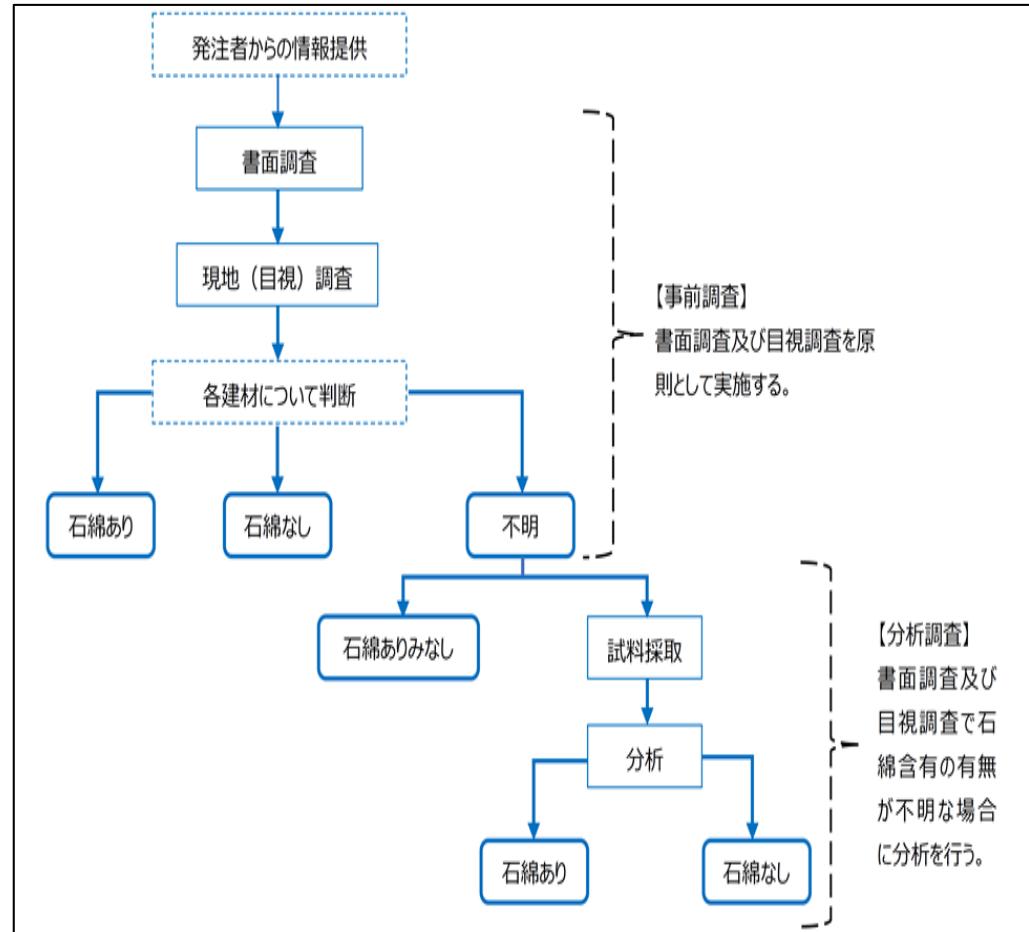
1. 事前調査実施（第3条）

事前調査の方法（3条2、5、9項）

- ・事前調査は、解体又は改修する全ての材料について、
①設計図書等の文書を確認する方法
②目視により確認する方法
を適用。
- ・石綿等の有無が不明のときは、分析調査
- ・石綿等があると「みなし」ことで分析調査省略可能
- ・構造上目視困難な材料は目視可能となった時に調査

事前調査方法の代替手段（3条3項）

- ・次の船舶は、文書等確認で事前調査方法を代替
①過去に「相当する調査」が行われた船舶
②「有害物質一覧表確認証書」等の既交付船舶
③着工日が2006年9月1日以降である船舶



事前調査記録の作成・保存、掲示等（3条7、8項）

- ・事前調査記録は、3年間保存
- ・作業場に、事前調査の概要を掲示し、記録の写しを備付。

事前調査の方法案（定期検査時：作業記録表に沿って）

ステップ1：事前調査の対象かどうかの見極め

ステップ2：情報収集

ステップ3：機器・設備リストの作成（A欄）

ステップ4：事前調査対象材料の確定（B欄、C欄）

ステップ5：事前調査対象材料の書面調査（D欄、E欄）

ステップ6：事前調査対象部位の分析調査（D欄、E欄）

ステップ7：事前調査対象材料のみなし（D欄、E欄）

ステップ8：目視確認（D欄、E欄）

ステップ9：除去作業の仮決め（F欄～H欄）

A欄 船舶の石綿使用可能性材料（明示リスト）			B欄 事前調査対象材料	C欄 材料所在場所の記録	D欄 石綿使用の有無		E欄 石綿使用の有無の根据		F欄 作業の種類	G欄 切断等の作業の有無	H欄 作業時の措置						
機器・構造区分	石綿使用可能性材料	グレード			有	なし	無	①目視	②取扱説明書	③分析	④照査	⑤材料の製造年月日	封じ込め	圓い込み			
プロペラ軸系	低圧油圧配管フランジパッキン	3	×														
	機器カバーパッキン	3	×														
	クラッチ	3	×														
	ブレーキライニング	3	×														
ディーゼル機関 (主機関)	フランジパッキン類	3	○					○	○	○							無
	燃料管保温材（造船所施工部）	2	×														
	燃料管保温材（機関製造者施工部）	2	×														
	排気管断熱材	2	○														
	排気管断熱材（造船所施工部）	2	×														
	排給機保温材（造船所施工部）	2	○														
	排給機保温材（機関製造者施工部）	2	×														
ディーゼル機関 (発電機関×2基)	フランジパッキン類	3	○					○	○	○							無
	燃料管保温材（造船所施工部）	2	×														
	燃料管保温材（機関製造者施工部）	2	×														
	排気管断熱材（造船所施工部）	2	○														
	排氣管断熱材（機関製造者施工部）	2	×														
	通給機保温材（造船所施工部）	2	○														
	通給機保温材（機関製造者施工部）	2	×														
ボイラー	パッキン類	3	○														無
	断熱材、保温材（メーカー施行部）	2	×														無
	断熱材、保温材（施工部）	2	×														無

事前調査の作業案（定期検査時：作業記録表にそって）

ステップ1：事前調査の対象かどうかの見極め

・下記（ア）～（ウ）のような軽微な作業は事前調査適用外

（ア）除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

（イ）釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

（ウ）既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

- ・自衛隊の船舶は、一部（防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキン）対象
- ・また事前調査方法を代替する手法として、以下3手法。
 - ①過去に事前調査に相当する調査をしているものはその記録を確認する方法
 - ②シップリサイクル法のインベントリを確認する方法
 - ③起工日（若しくは輸入日）が2006年9月1日以降であることを文書で確認する方法

ステップ2：情報収集

- ・工事仕様書
- ・設計図書等（船舶検査手帳、船舶件名表、一般配置図、機関室配置図、防熱要領図等）
- ・船主ヒアリング

事前調査の作業案（定期検査時：作業記録表に沿って）

ステップ3：機器・設備リストの作成（A欄）

「シッカリサイクル条約」の「有害物質一覧表作成ガイドライン」の中の「明示リスト」に基づいて、A欄には、「**明示リスト**」（右表）が示されている。

ステップ2で収集した関係図書と、A欄の「明示リスト」を照らし合わせ、**機器・設備リスト**を作成する。なおアスベスト材料から想定される「作業グレード（1から3）」も提示している。

A欄		
船舶の石綿使用可能性材料（明示リスト）		
機器・構造区分	石綿使用可能性材料	グレード
プロペラ軸系	低圧油圧配管フランジパッキン	3
	機器カバーパッキン	3
	クラッチ	3
	ブレーキライニング	3
ディーゼル機関	フランジパッキン類	3
	燃料管保温材（造船所施工部）	2
	燃料管保温材（機関製造者施工部）	2
	排気管断熱材（造船所施工部）	2
	排気管断熱材（機関製造者施工部）	2
	過給機保温材（造船所施工部）	2
	過給機保温材（機関製造者施工部）	2
ボイラー	パッキン類	3
	断熱材、保温材（メーカー施行部）	2
	断熱材、保温材（造船所施行部）	2
ポンプ	ケーシングパッキン・弁パッキン類	3
	ランドパッキン類	3
	ブレーキライニング	3
コンプレッサー	ケーシングパッキン・弁パッキン類	3
	ランドパッキン類	3
	ブレーキライニング	3

油清浄機	ケーシングパッキン・弁パッキン類	3
	ランドパッキン類	3
	ブレーキライニング	3
クレーン・ウィンチ	ケーシングパッキン・弁パッキン類	3
	ランドパッキン類	3
	ブレーキライニング	3
ウインドラス	ケーシングパッキン・弁パッキン類	3
	ランドパッキン類	3
	ブレーキライニング	3
熱交換器	カバーパッキン	3
	弁グランドパッキン	3
	保温材・断熱材	2
諸弁	弁グランドパッキン・配管フランジシートパッキン類	3
	高圧・高温フランジガスケットパッキン類	3
諸管・ダクト	保温材・断熱材	2
燃料タンク	保温材・断熱材	2
温水タンク	保温材・断熱材	2
燃料ストレーナ	保温材・断熱材	2
潤滑油ストレーナ	保温材・断熱材	2
電気装置	絶縁被覆材、電線貫通部充填材	3
吹付け材	壁・天井	1
居住区天井材・床材・壁材	天井・床・壁（板、スレート、パネル、サイディング等）	3
防火扉	パッキン材	3
空気調和装置	シートパッキン	3
	配管保温材	2
	フレキシブルジョイント	3
厨房機器	断熱材	2

事前調査の作業案（定期検査時：作業記録表に沿って）

ステップ4：事前調査対象材料の確定（B欄、C欄）

・対象材料の確定

ステップ3で作成された機器・設備リスト（A欄）と、発注仕様書等を照らし合わせ、A欄に記載された材料の工事が行われるかどうかを確認し、B欄に工事が行われれば○、行われなければ×を記入する。

・船内所在の記入

B欄の○の付された事前調査対象材料について、船内での所在場所をC欄に記入する。

A欄 船舶の石綿使用可能性材料（明示リスト）		
機器・構造区分	石綿使用可能性材料	グレード
プロペラ軸系	低圧油圧配管フランジパッキン	3
	機器カバーパッキン	3
	クラッチ	3
	ブレーキライニング	3
ディーゼル機関 (主機関)	フランジパッキン類	3
	燃料管保温材（造船所施工部）	2
	燃料管保温材（機関製造者施工部）	2
	排気管断熱材（造船所施工部）	2
	排気管断熱材（機関製造者施工部）	2
	過給機保温材（造船所施工部）	2
	過給機保温材（機関製造者施工部）	2
ディーゼル機関 (発電機関×2基)	フランジパッキン類	3
	燃料管保温材（造船所施工部）	2
	燃料管保温材（機関製造者施工部）	2
	排気管断熱材（造船所施工部）	2
	排気管断熱材（機関製造者施工部）	2
	過給機保温材（造船所施工部）	2
	過給機保温材（機関製造者施工部）	2

B欄
事前調査対象材料
今回作業する材料に○なしに×

C欄
材料所在場所の記録
機器・設備の所在場所を記入

機関室
機関室

事前調査の作業案（定期検査時：作業記録表に沿って）

ステップ5：事前調査対象材料の書面調査（D欄、E欄）

設計図書等による書面調査

- (i) 2006年9月1日以降の**メーカー証明**がある場合 → D欄は「無」、E欄は「④材料製造者による証明」
- (ii) 2006年9月1日以降の**製造日が確認**できる場合 → D欄は「無」、E欄は「⑤材料の製造年月日」
- (iii) 2006年9月1日以降に新替えされていることが、**船舶検査手帳の記録**、又は、**工事事業者の記録等**により確認できる場合
→ D欄は「無」、E欄は「②設計図書（④を除く。）」
- (iv) 当該機器・設備のパッキン類について、当該機器・設備が「船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示」において解放検査が義務付けられている機器・設備に該当している場合であって、かつ、2006年9月1日以降に当該船舶が船舶安全法の定期検査を受検していること（従って、パッキン類を新替していること）が船舶検査手帳の記録から確認できる場合
→ D欄は「無」、E欄は「②設計図書（④を除く。）」

なお、ステップ5によらず、ステップ6またはステップ7に進むことができる。

D欄		E欄					
石綿使用の有無		石綿使用の有無の根拠					
有	なし	無	① 目 視	② 設 計 図 書 （ ④ 除 く ）	③ 分 析	④ 材 料 製 造 者 証 明	⑤ 材 料 の 製 造 年 月 日
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				

事前調査の作業案（定期検査時：作業記録表に沿って）

エンジン・ボイラーメーカー等の証明書、問い合わせ先一覧

船用機関等のノンアスペスト化時期情報一覧表（案）

整理番号	メーカー名	機器名	部品名	部位名	型式番号	ノンアスペスト化時期	備考	原典資料整理番号(仮)	問合せ先電話番号	同Fax番号	同mail	
	ヤンマー(株)	舶用エンジン	全ての部品			2004.10.1~		E1	東京特販部03-3275-4907 大阪特販部06-6489-8050ほか Web「ヤンマーグループ製品のノンアスペスト化対応に関するお知らせ」参照			
	ダイハツディーゼル(株)	ディーゼル機関	排気管ラギング			1986.12~		*ノンアスペスト化時期は要再確認	E2	守山事業所 生産購買統括本部 購買部 購買企画グループ	green.info@dhtd.co.jp	
			排気管カバー			1986.12~						
			吸気連絡管ラギング			1986.12~						
	(株)IHI原動機	大型機関 (シリンドラ径 260~570mm)	ラギング材			1984.02~	新潟内燃機工場 製造	E3 カスタマーサポートセンター (CS) CS北海道支店 011-231-3116 CS東北支店 022-717-1001 CS新潟支店 025-272-2995 CSメンテナンス工事部 03-4366-1280 CS名古屋支店 052-264-4021 CS大阪支店 06-6221-0723 CS九州支店 092-781-2183				
			ガスケット材			1996.10~						
		中小型機関 (シリンドラ径 130~280mm)	ラギング材			1980.03~	太田工場 製造					
			ガスケット材 (但し下欄除く)			1990.08~						
			燃料噴射ポンプ出入口			2006.04~						
			ガスケット									
		過給機 (NR型)	ラギング材			1990.01~						
			ガスケット材			1990.01~						
		過給機 (VTR型)(VTC型)	ラギング材			1991.01~						
			ガスケット材			1991.01~						
		過給機(TPS型)(TPL型)	ラギング材			製造当初~						
			ガスケット材			製造当初~						
		過給機 (TD型)	ラギング材			1991.01~						
			ガスケット材			2006.04~						
		ガスタービン機関	エンクロージャー内部 吸音材			製造当初~						
			ガスケット材			2006.03~						
	Z形推進装置 (Zペラ)	ガスケット材 新シリーズ 09型、10型、11型、 21型、31型、41型				製造当初~						
		ガスケット材 旧シリーズ 1A型、2A型、3A型、 3B型				1989.01~						
		ガスケット材 小型シリード S3型、S4型、S5型、 S6型				1994.01~						

事前調査の作業案（定期検査時：作業記録表に沿って）

ステップ8：目視確認（D欄、E欄）

事前調査は、目視による確認が義務づけられている。ただし構造上目視により確認することが困難な場合は、解体等の作業を進める過程で、目視により確認することが可能となつた段階で、改めて事前調査を行わなければならない。目視を行った場合は、E欄（根拠）には「①目視」を記入する。

ステップ9：除去作業の仮決め（F欄～H欄）

書類調査で石綿の有無が判断出来なければ分析を用いるか、あるいは石綿が存在すると「みなす」ことができる。この後、石綿等の除去方法等を計画する。

F欄には、対象材料に対する作業（除去／封じ込め／囲い込み）の別を記入する。なお作業のために取り外した石綿含有材料は再度取り付けることは禁止されている。

G欄には、工法として石綿等の切断等の有無を記述する。切断等により石綿は飛散しやすく、切断等の有無で防護措置は大きく異なる。

H欄には、予定している防護措置（①負圧隔離、②隔離（負圧なし）、③湿潤化、④呼吸用保護具の使用）を記入する。①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、全てを記入する。

最後に機関室配置図等のコピー（または簡単な略図）に対象箇所を朱記し添付する。

F欄 作業の種類		G欄 切断等の作業の有無		H欄 作業時の措置		
除去	封じ込め	囲い込み	（①負圧隔離（負圧なし））	（②隔離（負圧なし））	（③湿潤化）	（④呼吸用保護具使用）
有		無		無		
-		-		-		
-		-		-		
-		-		-		
-		-		-		
-		-		無		
○		無		○○		
○		無		○○		
○		無		- - ○○		
○		無		○○		
○		無		○○		

事前調査とばく露対策のバランスの考察（定期検査時での対応）

○定期検査修理の特徴：

- ・契約から入渠までが短い、出渠までの工期も限定されている。
- ・入渠してから事前調査を始めざるを得ない。船にしか図書が無い。
- ・証拠書類を揃えるのは時間も労力もかかる。設計図書が全く無いケースもある。
- ・分析調査はサンプル採取から1か月もかかる

○パッキンやライニング等の石綿含有成形品を切断せずに除去

→ 保護具、湿潤化等のみで対応可。

○石綿含有保温材等を「切断等せずに除去」（原形のまま取り外し）

→ 保護具、湿潤化等（一部養生を推奨するマニュアルが多い）のみで対応可。

○「事前調査の手間」と、「ばく露対策の手間」を比べて、最適化を考えるべき。

◆造船所の対応

- ・調査結果の記録と保存（3条7項）：調査終了日から3年間保存
- ・調査結果の掲示（3条8項）：調査結果概要を作業場に掲示
- ・調査結果の写しの備付（3条8項）：調査結果を作業場に備付

◆船主の対応

- ・調査結果の記録と保存：次回以降の定期検査等改修工事に備えるために事前調査資料を保存

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. **事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）**
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）

- ◆事前調査の資格要件については、令和4年1月13日に改正石綿障害予防規則が公布され、令和5年10月1日より義務化。
- ◆事前調査者の資格要件としては、令和4年4月に告示予定。
- ①一定の教育（合計講義時間7時間、一部免除措置有）を受け、筆記試験による修了考査に合格（6割正解以上）した者。
- ②受講資格は、船舶の製造、解体又は改修の一定経験者等（現場の造修工事作業の他、船舶の設計、工程管理、船舶検査を含む）とし、その教育科目と内容は別添。
- ◆現在、造船・舶用関係団体は、当該一定の資格者育成制度構築準備を進めている。

2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）

講義内容（案）

告示（案）項目		
科目	内容	時間
船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識 1	<p>イ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他関係法令</p> <p>ロ 船舶と石綿</p> <p>ハ 石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに関する事項</p>	1時間
船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識 2	<p>イ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）その他関係法令</p> <p>ロ 船舶石綿含有資材調査全般にわたる基礎知識に関する事項</p>	1時間
船舶石綿含有資材の図面調査	<p>イ 船舶一般</p> <p>ロ 船舶に使用される石綿含有資材</p> <p>ハ 船舶石綿含有資材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項</p>	2.5時間
現地調査の実際と留意点	<p>イ 調査計画、事前準備及び現地調査に関する事項</p> <p>ロ 試料採取、現地調査の記録方法に関する事項</p> <p>ハ 資材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項</p> <p>ニ 船舶石綿含有資材報告書の作成に関する事項</p>	2.5時間

事前調査者の資格付与の制度イメージ

受験者の作業	資格付与管理者の作業
受験資格情報の提示 (学歴、職歴、保持資格等の証明書の用意)	受験資格チェック・登録 管理者は主任造船技術者や主任石綿作業者等の資格要件を満たしているのかをチェックし、登録簿に記録する。
受講 7時間のビデオ講義を受講 (保持資格により軽減あり)	講義実施 管理者は、(一財)日本船舶技術研究協会のホームページから講義用のテキストと講義動画(無料)をダウンロードし、受講者に視聴させる。受講者の視聴を確認し、登録簿に記録する。
筆記試験受験 (合格点に満たなければ再試験)	筆記試験実施・採点 管理者は、(一財)日本船舶技術研究協会のホームページから試験問題(解答付き)(無料)をダウンロードし、問題を選択して、厳格に試験を実施し、採点を行う。60点以上を合格とする。
資格取得	資格付与・登録情報維持 試験の合格者に石綿事前調査者の資格を付与する。登録簿に記録を行う。

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
- 3. 作業計画作成（第4条）**
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

3. 作業計画作成（第4条）

◆解体等の作業では、作業計画を定め、作業を行わなければならない。

◆作業計画の記載事項：

- ①石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
- ②石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

◆作業計画は、関係労働者に周知させなければならない。

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
- 4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）**
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）

◆事前調査結果の提出については、石綿障害予防規則等が令和4年1月13日に公布され、令和4年4月1日より義務化。

ポイントは、

（1）総トン数が20トン以上の鋼船の解体又は改修工事については、石綿等の使用の有無にかかわらず、事前調査の結果の概要等を労働基準監督署に報告しなければならない。

（2）事前調査の結果の概要の報告はインターネット（厚労省運営する「石綿事前調査結果報告システム」）を用いて提出すること。

（参考 <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>）

◆厚労省通達：基発0113第1号 「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行について」が発出され、報告の一部免除が明確化された。

4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）

- ◆平成18年9月1日以降に着工若しくは輸入又は定期検査等を実施した船舶に係る事前調査の結果等の報告の取扱い（新石綿則第4条の2関係）：船舶は、定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがあるが、船舶のうち、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の使用が全面的に禁止された平成18年9月1日以降に着工した船舶については、石綿等が使用されていないことが明らかであることから、平成18年9月1日以降に着工又は輸入した船舶について、新石綿則第4条の2に基づく報告を行った部分のその後の改修工事に際しては、再度の報告は不要であること。
- ◆また、船舶は船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく定期検査又は中間検査（以下「定期検査等」という。）の際に解放検査（船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第24条及び第25条に規定する解放検査をいう。以下同じ。）が要求され、その際にガスケット等の部品の交換等が行われることから、平成18年9月1日以降に解放検査を伴う定期検査等を実施した場合は、当該定期検査等に伴い解放した部分の改修工事について新石綿則第4条の2に基づいて報告を行った部分と同一部分の改修工事に際しては、2回目以降の報告は不要であること。

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
- 5. 作業届提出（第5条）**
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

5. 作業届提出（第5条）

◆事前調査の結果、解体等工事を行う船舶が、

- (1) 「吹き付けられた石綿等」の除去、封じ込め又は囲い込みの作業、若しくは
- (2) 「張り付けられた石綿等が使用されている保温材等」のその除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合は、

石綿則第5条に基づき、事業者（造船所）は、あらかじめ労働基準監督署長に作業の届出を行う必要がある。

注1：張り付けられた石綿等には、バンド等で巻かれた石綿フトンなども含まれる。

注2：事業者が建築業若しくは土石採取業を兼務しているときは、作業開始前の作業の届出に代えて、労働安全衛生法第88条第3項による作業開始の14日前の計画届が必要になることに注意が必要である。

作業届の様式

様式第1号の2 (第5条関係)

建 築 物 解 体 等 作 業 届

事業場の名称		作業場の所在地			
仕事の範囲					
作業に係る部材の種類					
発注者名		工事請負金額	円		
仕事の開始予定年月日	年 月 日	仕事の終了予定年月日	年 月 日		
主たる事務所の所在地	電話				
使用予定労働者数	人	関係請負人の予定数	人	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	人
作業主任者の氏名					
石綿ばく露防止のための措置の概要					

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄は、工事に当たって行う石綿のばく露防止対策を講ずる措置の内容について、簡潔に記入すること。

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
- 6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）**
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

6. 作業主任者の選任/作業者への特別教育（第19,20,27条）

◆作業主任者の選任（第19,20条）

登録教習機関（最寄りの都道府県労働局労働衛生主務課に照会）の行う石綿作業主任者技能講習（10時間以上2日間）を受ける。修了試験がある。

◆作業者への特別教育（第27条）

作業者全員に社内で4.5時間の教育を実施する。

テキストは市販。講師は、作業主任者で構わない。

科目	範囲	時間
石綿の有害性	石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状 喫煙の影響	0.5時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法 湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. **事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)**
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示

以下を掲示する。

①事前調査結果（3条）

②作業計画（4条）

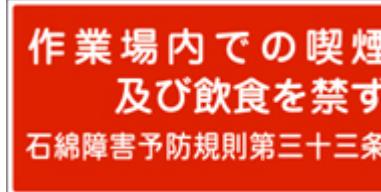
③喫煙・飲食禁止看板（33条）

④石綿取り扱い注意看板（34条）

⑤関係者以外立入禁止看板（15条）

⑥作業主任者表示看板（労安則18条）

⑦一時保管場所（32条の2）



事前調査結果の掲示	
当現場において、石綿予防規則に基づく石綿の使用の有無を調査した結果を、以下に掲示します。	
調査を終了した日	令和3年9月13日
調査の方法 (該当に○)	設計図書(書類名:) 自担・分担調査(その他:)
吹付けられた石綿の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
施工事業者名: _____	
現場責任者氏名: _____	

調査結果の概要	
使用部位	石綿の有無 (有とみなす場合も「有」)
屋根	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
軒天	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
外壁	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
内装材	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> ●石綿含有CFシート <input checked="" type="radio"/> タイル <input type="radio"/> の他(ケイカル板)

石綿作業主任者の職務	
1. 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんに汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 2. 局所排気装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1ヶ月を超えない期間ごとに点検すること。 3. 保護具の使用状況を監視すること。	
作業主任者 氏名	_____



応急措置	保護具	取り扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用	名称
◎自己に入った場合—流水で15分間以上洗い、眼科医の処置を受ける。	◎防じんマスク(使い捨てマスクを除く)、保護めがね、保護衣(作業のレベルに応じてシャツ・カフスなど)、マスクの使用により石綿粉じんの吸入を避けよう。	◎皮ふについた場合—石綿の繊維の剥離で皮ふがかゆくなり、皮ふ炎を起こすことがあるが、そのような場合は医師の処置を受ける。	◎取り扱いによって発生する場所では可能な限り保護服を設ける。 ◎建築物の解体等工事をおこなう場合、石綿を含む建材を取り扱う作業では、適正な防じんマスクの使用により石綿粉じんの吸入を避けよう。	石綿



石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
- 8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）**
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）

◆「吹付け石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業」及び「石綿等の切断等の作業を伴う石綿等が使用されている保溫材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業」を行うときは、次の措置等を講じなければならない。

ただし、同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

- ①当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離すること。
- ②作業場所の排気に、集じん・排気装置を使用すること。
- ③作業場所を負圧に保つこと。
- ④作業場所の出入口に前室を設置すること。

◆石綿等の切断等を伴わない石綿含有の保溫材等の除去作業及び、石綿等の切断を伴わない吹付石綿の囲い込みの作業を行うときは、作業従事者以外の立ち入りを禁止し、その旨を表示すること。

また、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じること。

◆その他の作業においても、関係者以外の立入を禁止し、その旨表示すること。

1. 密閉 + 養生



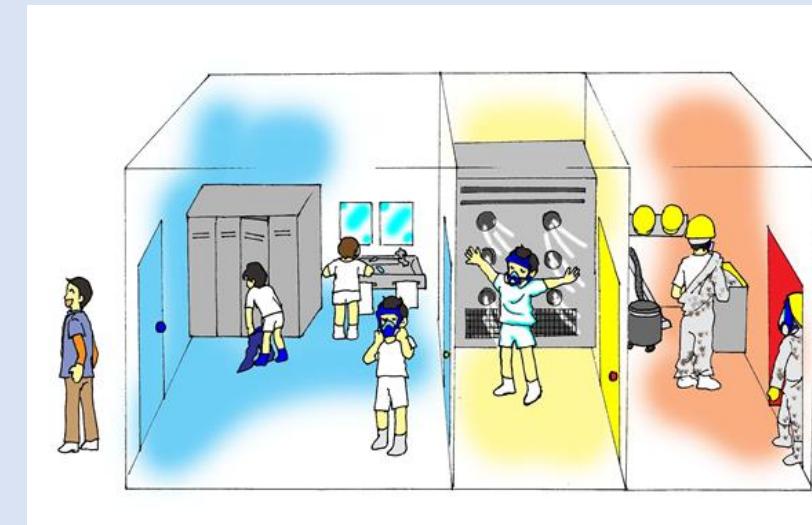
ビニールシート養生

2. 集塵排気装置



集塵排気装置

3. セキュリティーゾーン



セキュリティーゾーン

4. 負圧

5. 電動ファン付呼吸用保護具

6. 立入禁止



全面型電動ファン
付き呼吸用保護具

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
- 9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）**
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）

◆石綿含有成形品を除去する時は切断等以外の方法により実施すること（技術上困難なときは、この限りでない。）（第6条の2第1項）

注：「切断等以外の方法」とはボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと等をいう。

◆ケイ酸カルシウム板第1種の除去の際は、
①作業場所を、隔離すること（負圧は求めない）
②当該作業中は、常時湿潤な状態に保つこと
(上記措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。)（第6条の2第2項）

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
- 10. 保護具装着（第14,44,45条）**
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
- 11. 湿潤化（第13条）**
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

11. 湿潤化（第13条）

◆以下の作業では石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・石綿等の切断等の作業
- ・石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- ・石綿等の切断等の作業で発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

◆石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
- 12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）**
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2, 第46条）

- ◆保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。除去する方法は衣服ブラシ、真空掃除機の吸引等。（第46条）
- ◆足場、器具、工具等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。除去する方法は真空掃除機の吸引、湿った雑巾で拭う等。（第32条の2）
- ◆隔離を行った時は、作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、石綿等を除去した部分を湿潤化し、石綿作業主任者等が除去が完了したことを見認めた後でなければ、隔離を解いてはならない。（第6条第3項）

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
- 13. 廃棄物搬出（廃掃法）**
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

13. 廃棄物搬出（廃掃法）

- ◆ 産廃として船舶から排出される石綿は、「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」
- ◆ 「廃石綿等」は「特別管理産業廃棄物管理責任者」による管理（一時保管場所やマニフェスト管理）が必要。ここで、「廃石綿等」とは「吹き付け石綿」と「石綿保溫材」、およびそれらが付着した「隔離シート、防じんマスク、フィルタ、特殊保護衣、靴カバー、室内掃除用スポンジ」をいう。
- ◆ 「石綿含有廃棄物」は、管理者の必要はないが、石綿用の袋に詰めて処理業者に委託が必要。

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示(第3, 4, 15, 33, 34条等)
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2 ,第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
- 14. 作業の記録（第35条、第35条の2）**
15. 船主の義務等（第8,9条）

14. 作業の記録（第35条、第35条の2）

- ◆作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真等により記録し、作業を終了した日から3年間保存すること。
- ◆石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者については、1ヵ月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から40年間保存すること。

作業計画に従った作業の記録例

表4.11.2 石綿含有保温材等の切断等を行わない作業における記録事項の例（除去作業前）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業前	1. 掲示	<input type="checkbox"/>	掲示板（近景・遠景）	掲示板の設置時	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板は、周辺住民や作業者に対して、当該除去等作業の内容を把握するためのツールである。掲示板の内容が石綿則に規定する内容を満たしており（近景）、公衆や作業者の見やすい位置に設置されている（遠景）ことを示すために記録する。 写真による記録が必要。
	2. 特別教育	<input type="checkbox"/>	特別教育の受講者名簿 又は過去の受講記録	入所時	<ul style="list-style-type: none"> 適切な除去等作業の実施にあたり、除去等作業を行う者全員が、石綿の有害性、石綿等の使用状況等の特別教育を受けていることを示すために記録する。 3年間の記録の保存義務（安衛則）

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所属） （氏名）

表 4.11.4 石綿含有保温材等の切断等を行わない作業における記録事項の例（除去作業後）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業後	1. 石綿の取り残しの有無	<input type="checkbox"/>	除去対象の石綿が適切に処理されたことの確認	仕上清掃前	<ul style="list-style-type: none"> 石綿が確実に除去されていることを確認し、記録する。
	2. 除去部分への粉じん飛散防止処理剤の散布	<input type="checkbox"/>	散布した薬液名、散布状況	仕上清掃前	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん飛散防止処理剤（固化剤）が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	3. 作業場内の仕上清掃	<input type="checkbox"/>	作業場所の床又は地面等の清掃状況	仕上清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 石綿が残留したまま以降の作業を進めることは石綿の飛散につながるおそれがあるため、作業場所の床や地面等が清掃されてたことを示すために記録する。 仕上清掃後の写真などが必要。

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所属） （氏名）

表4.11.3 石綿含有保温材等の切断等を行わない作業における記録事項の例（除去作業中）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業中	1. 石綿含有建材の湿潤化	<input type="checkbox"/>	湿潤化に用いた薬液名、薬液の散布状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん飛散抑制剤が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	2. 石綿含有建材の除去	<input type="checkbox"/>	除去作業の方法、作業範囲、状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> 大気中への飛散や作業員へのばく露を防止するための措置がとられ、除去等作業が適切に行われていることを示すために除去等作業の方法、範囲、状況等の概要を記録する。 作業計画書の図面のほか、除去前後の写真、除去作業中の写真などが必要。
	3. 石綿粉じんの処理	<input type="checkbox"/>	除去された石綿の梱包、保管状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> 除去した石綿を放置せずに、適切に梱包、保管していることを示すために記録する。 写真があると分かりやすい。
	4. 使用器具等の付着物の除去又は梱包	<input type="checkbox"/>	使用した器具や保護具等を持ち出す際の付着物の除去の状況又はこれらを廃棄する場合の梱包の状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> 石綿が付着したままの使用器具、保護具等を作業場外に持ち出しことは、石綿等の粉じんの飛散につながるおそれがあることから、使用器具、保護具等を作業場外に持ち出す際に付着物が除去されていたこと又是梱包されていたことを示すために記録する。 写真があると分かりやすい。
	5. 保護具等の着用状況	<input type="checkbox"/>	保護具（呼吸用保護具、保護衣）の着用状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> 作業員の石綿ばく露を防止するため、除去対象及び工法により指定された保護衣等の着用が必要であることから、除去等作業者が適切な保護衣、呼吸用保護具等を正しく用いていたことを示すために記録する。 資材表や着用写真、点検記録があると分かりやすい。
	6. 従事者の記録	<input type="checkbox"/>	除去等作業従事者及び周辺作業従事者の氏名、従事日時、従事した作業	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> 石綿に関する健康被害は、長時間経過した後に発生することから、石綿等の取扱い作業に従事した者、周辺作業に従事した者の従事期間を示すために記録しておく必要がある。 40年間保存（石綿則）

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所属） （氏名）

石綿規則改正への対応策

1. 事前調査実施（第3条）
2. 事前調査者の資格要件（第3条）（R5.10.1施行）
3. 作業計画作成（第4条）
4. 事前調査結果提出（第4条の2）（R4.4.1施行）
5. 作業届提出（第5条）
6. 作業主任者の選任・作業者へ特別教育（第19,20,27条）
7. 事前調査結果掲示・備付、作業実施等掲示（第3, 4, 15, 33, 34条等）
8. 負圧隔離・立入禁止（第6,7,15条）
9. 石綿含有成形品の除去等（第6条の2、告示279号）
10. 保護具装着（第14,44,45条）
11. 湿潤化（第13条）
12. 付着物の除去、取残し確認（第6条, 第32条の2, 第46条）
13. 廃棄物搬出（廃掃法）
14. 作業の記録（第35条、第35条の2）
15. 船主の義務等（第8,9条）

15. 船主の義務等（第8,9条）

◆発注者（船主等）の責務等（8条）

解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及び作業計画による作業の記録の作成が適切に行われるよう配慮すること。

◆解体又は改修の作業等の条件（9条）

解体等の作業を行う仕事の注文者は、事前調査等、当該事前調査等の結果を踏まえた当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮すること。

ご清聴ありがとうございました。

最後にアンケートのお願い。